

はじめに

一般的な株式会社に比べて医療機関は変更手続が複雑です。

税務関係や社会保険関係の手続きだけでなく、保健所、地方厚生局への手続きがありますし、生活保護、労災保険、自立支援医療を扱っている医療機関であればそれぞれへの手続きが必要となるからです。

そのため、医療機関から「〇〇を変更したいので必要な変更手続の一覧を教えて欲しい」という依頼をよく受けます。その都度、手続先を調べて一覧にしていましたが、これが結構大変な作業でした。

ところで医療関係の書籍には医療法人設立に関するもの、新規開業に関するもの、節税に関するもの、事業承継に関するもの等はたくさん出版されていますが、変更手続をまとめたものは少なくとも私が知る限りはありませんでした。ないのであれば一般社団法人医業経営研鑽会でまとめようということになり、日本法令の協力のもとに本書を出版することにしました。

変更手続をまとめていると意外と知らない手続きや、勘違いしていた手続きがあって、編集している私自身がとても勉強になりました。

私が不得手な分野や行ったことがない手続きについてはその道のプロと思われる方々に監修をお願いしたので、本書は本当に多くの方のご協力のもとにまとめることができました。

ただ、医療機関といつても無床診療所、有床診療所そして病院では変更手続が異なりますし、医療法人によっては介護保険施設などの42条施設を運営しているところも多くあるため、変更手続の範囲を絞らないと半永久的にまとまらないと思われる所以、本書はまずは無床診療所でよく発生するであろう変更手続に絞らせていただきました。

また、もし本書が好評で改訂版を出せるのであれば、病院に関する手続きや、介護保険施設に関する手続き等にも範囲を広げられればと思っております。

末筆になりましたが、本書の発刊にあたり日本法令の大澤有里氏には大変お世話になり、心より感謝しております。この場を借りてお礼申し上げます。

本書の使い方

本書は、医療機関のうち下記の範囲で必要となるであろう変更手続についてまとめています。

比較的珍しい手続きも取り上げていますが、医療機関の運営にあたり生じるすべての変更手続を網羅しているわけではありません。あらかじめご承知おきください。

●本書でまとめた変更手続の対象範囲●

- ・医療機関の範囲：無床診療所のみ
- ・開設者：個人と医療法人のみ
- ・公的保険：保険医療機関、労災保険指定医療機関、生活保護法指定医療機関、指定自立支援医療機関に関する手続きのみ
- ・手続先：公的な機関のみ（銀行等の民間取引先は含まれない）

本書は、ある変更をした場合に必要となる一連の手続き（以下、本書において**一連の手続き**）と、1つずつの手続き（以下、本書において**個別の手続き**）を記載しています。

一連の手続き中、例えば**個-1**とあるのは個別の手続きの手続番号1のことです。個々の手続きの提出期限などについて詳しく知りたい時は手続番号でお調べください。

なお、個別の手続きの中には一連の手続きとすることが適当でない手続きもあるので、一連の手続きでは触れていない個別の手続きがありますが、手続先や手続内容ごとに分けて個別の手続きを記載しているので、一連の手続きで触れていない個別の手続きについては各自でご確認ください。

提出先が都道府県となっている場合は、政令指定都市も含みます。

また、年金事務所または健康保険組合となっている場合は、正確には管轄の年金事務所または日本年金機構広域事務センター（健康保険組合の加入事業所は健康保険組合に提出）となります。

提出先は地域によって若干異なります。

例えば、個別の手続きに提出先が都道府県となっていても、保健所経由で提出する地域もありますし、提出先が都道府県精神保健課等となっていても東京都は「精神保健医療課 生活支援担当」ですが、神奈川県は「福祉部 障害福祉課」と異なります。

実際の手続先は管轄の行政機関でご確認ください。

最後に提出期限ですが、特に定めがない場合は「速やかに」という表現にしています。

目 次

第1編 一連の手続き

① 個人開設の診療所に関する一連の手続き

連 - 1	開設者の個人住所変更	14
連 - 2	開設者の変更	15
連 - 3	診療所の所在地変更	18

② 医療法人に関する一連の手続き

連 - 4	理事長の変更（重任を除く）	21
連 - 5	理事長を含む役員全員の重任	22
◎ 実務のツボ！ 役員の任期の落とし穴		23
連 - 6	理事長以外の役員の変更	24
連 - 7	非医師を理事長に選任する場合	25
連 - 8	医療法人の決算①－資産総額変更	27
連 - 9	医療法人の決算②－医療法人決算届・経営情報の報告	28
連 - 10	医療法人の主たる事務所のみの移転 (同一都道府県内での移転の場合)	29
連 - 11	医療法人の主たる事務所のみの移転 (都道府県をまたぐ移転の場合)	31
連 - 12	医療法人が開設している診療所の移転	33
連 - 13	分院の開設	37
連 - 14	分院の廃止	40
連 - 15	附帯業務の追加・廃止	43
◎ 実務のツボ！ みなし指定の事業は定款変更は不要		44
連 - 16	会計年度の変更	45
連 - 17	役員の定数の変更	46

連-18	持分のある法人から持分のない法人への定款変更① (認定を受けない場合)	47
連-19	持分のある法人から持分のない法人への定款変更② (認定を受ける場合)	49
連-20	医療法人名称の変更	51
連-21	医療法人が開設する診療所の名称変更	55
	☆ 実務のツボ! 診療所の名称に関するローカルルール	57
連-22	診療所管理者の変更	58
連-23	本院廃止①ー本院（診療所）の廃止手続	59
連-24	本院廃止②ー解散の手続き	62
連-25	社員の欠乏による医療法人の解散	65
連-26	都道府県に対する解散認可申請	66

③ 個人と医療法人に共通する診療所に関する一連の手続き

連-27	診療科目の変更	68
連-28	診療日時の変更	69
連-29	勤務医・保険医等に関する変更等	70
連-30	建物の構造概要および平面図等の変更	71
連-31	診療所休止・再開	72
連-32	再生医療等	73
連-33	産業廃棄物	75

④ 職員を雇用することで必要となる一連の手続き

連-34	職員を雇用する場合の手続き	76
連-35	外国人を雇用する場合の手続き	78
連-36	外国人が退職した場合の手続き	80
連-37	職員が退職した場合、解雇したい場合の手続き	81
連-38	職員が70歳に達した場合の手続き	83
連-39	毎年定期的に行う必要がある社会保険関係の手続き	84

連-40	昇給・減給・賞与を支給した時の手続き	86
連-41	就業規則を作成・変更した時の手続き	87
連-42	職員の氏名、住所、被扶養者に変更があった場合の手続き	89
連-43	出産・産休・育休・介護休業の場合の手続き	90
連-44	適用除外申請をしたい場合の手続き	93

第2編 個別の手続き

I 法務局に対する手続き

個-1	医療法人変更登記申請	96
------------	------------	----

II 都道府県（医療法人関係）に対する手続き

個-2	医療法人の登記事項の届出	98
個-3	医療法人役員変更届の提出	99
◎ 実務のツボ! 医療法人の役員の適格性は都道府県で異なる!?		100
個-4	医療法人決算届の提出	101
個-5	医療法人の経営状況に関する報告	102
個-6	定款変更届の提出	103
個-7	医療法人定款変更認可申請	104
個-8	理事長選任特例認可申請	106
◎ 実務のツボ! 理事長選任特例認可の実際の状況		109
個-9	医療法人解散届の提出	110
個-10	医療法人解散認可申請	112

III 保健所に対する手続き

個-11	診療所開設届の提出	114
個-12	診療所廃止届の提出	115
個-13	診療所開設許可申請	116
個-14	診療所開設許可（届出）事項一部変更届の提出	117
個-15	診療所開設許可事項一部変更許可申請	119
個-16	他者管理の許可申請	120
個-17	医師（歯科医師）届出票の提出	121
個-18	診療所休止届・再開届の提出	122
④ 実務のツボ！ 医療機関の休止と認可取消		122
個-19	診療用エックス線装置設置届、変更届、廃止届の提出	123
個-20	診療用高エネルギー放射線発生装置備付届の提出	124
個-21	診療用放射線照射装置備付届の提出	125
個-22	放射性同位元素装備診療機器備付届の提出	126
個-23	診療用放射性同位元素備付届の提出	127
個-24	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届の提出	128
個-25	診療用粒子線照射装置備付届の提出	129
個-26	食品関係営業届の提出	130

IV 保険医療機関指定申請に関する手続き

① 地方厚生局に対する手続き

個-27	保険医療機関指定申請	131
個-28	施設基準の届出	134
個-29	保険医療機関（生活保護法指定医療機関）届出事項 変更（異動）届の提出	136
個-30	保険外併用療養費の実施（変更）の報告	137
個-31	保険医管轄地方厚生（支）局内の管轄事務所等変更 届、保険医氏名変更届の提出	140

個-32	保険医療機関指定申請（更新）	141
個-33	保険医療機関の廃止・休止・再開届の提出	143

② オンライン資格確認実施医療機関に関する手続き

個-34	オンライン資格確認の導入のための受付番号の情報提供依頼（保険医療機関指定申請と同時にオンライン資格確認を始める場合）	144
個-35	医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録	146
個-36	医療機関等向けポータルサイトでのコード変更（承認申請）	148

③ 生活保護法指定医療機関に関する手続き

個-37	生活保護法指定医療機関指定申請	149
個-38	生活保護法指定医療機関変更届出書の提出	151
個-39	生活保護法指定医療機関指定申請（更新）	152
個-40	生活保護法指定医療機関廃止・休止・再開・辞退届の提出	153

④ 労災保険指定医療機関に関する手続き

個-41	労災保険指定医療機関指定申請	154
個-42	労災保険指定医療機関変更届の提出	155
個-43	労災保険指定医療機関の更新	156
個-44	労災保険指定医療機関休止・辞退届、再開届の提出	157

⑤ 指定自立支援医療機関に関する手続き

個-45	指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請	158
------	------------------------	-----

〔個-46〕	指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更申請書 兼変更届の提出	159
〔個-47〕	指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請	160
〔個-48〕	指定自立支援医療機関（精神通院医療）休止・再開・ 廃止届、辞退申出書の提出	161

V 診療所運営に関する手続き

① 麻酔科標榜・麻薬関係に関する手続き

〔個-49〕	麻酔科標榜許可申請	162
〔個-50〕	麻薬施用者免許申請、麻薬管理者免許申請	163
〔個-51〕	麻薬施用者（管理者）の年間届の提出	164
〔個-52〕	麻薬施用者（管理者）業務廃止届の提出	165
〔個-53〕	麻薬所有届の提出	166
〔個-54〕	麻薬廃棄届、麻薬譲渡届の提出	167
◎ 実務のツボ!! 麻薬及び向精神薬取締法等違反と医業停止処分		168

② 医療機器設置に関する手続き

〔個-55〕	機械等移転（設置）届、（変更）届の提出	169
〔個-56〕	高周波利用設備許可申請、変更許可申請、廃止届の提出	170

③ 消防署に対する手続き

〔個-57〕	防火対象物使用開始届出書の提出	172
〔個-58〕	防火防災管理者選任（解任）届出書の提出	173
〔個-59〕	消防計画作成（変更）届出書の提出	174

④ 再生医療等に関する手続き

個-60	再生医療等委員会認定申請	175
個-61	再生医療等提供計画の提出	176
個-62	特定細胞加工物製造届書の提出	177
個-63	再生医療等提供状況の定期報告	178

⑤ 15条指定医に関する手続き

個-64	身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の新規指定、変更届出	179
------	-----------------------------------	-----

⑥ 産業廃棄物に関する手続き

個-65	特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）届出	180
個-66	産業廃棄物管理票交付等状況報告	181

⑦ 自動車・認可外保育に関する手続き

個-67	自動車登録申請	182
個-68	認可外保育施設の設置届、事業内容等変更届、廃止届の提出	183

⑧ 屋外広告物に関する手続き

個-69	道路使用許可申請	184
個-70	道路占用許可申請	185
個-71	屋外広告物許可申請	186

VI 税務に関する手続き

① 税務署に対する手続き

個-72	個人事業の開業届出、給与支払事務所等の開設届出	187
個-73	異動届出（税務署）	188
個-74	給与支払事務所等の移転届出	189
個-75	個人事業の廃業届出、給与支払事務所等の廃止届出	190
個-76	個人事業の廃業等届出、所得税・消費税の納税地の 異動又は変更に関する申出書の提出	191
個-77	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出	192
☆ 実務のツボ！	収入と所得との区別	193

② 都道府県税事務所・市区町村に対する手続き

個-78	異動届出（都道府県税事務所）	194
個-79	異動届出（市区町村）	195
個-80	給与支払報告書の提出	196
☆ 実務のツボ！	住民税の普通徴収は認められない？	197
個-81	給与所得者異動届出	198

VII 労働・社会保険、労務に関する手続き

① 労働保険（労災保険・雇用保険）に関する手続き

個-82	保険関係成立届の提出、概算保険料申告	199
個-83	雇用保険適用事業所設置届の提出	200
個-84	雇用保険被保険者資格取得届の提出	202
個-85	雇用保険被保険者資格喪失届・離職証明書の発行	203
個-86	労働保険名称、所在地等変更届の提出	204
個-87	雇用保険事業主事業所各種変更届の提出	205

個-88	労働保険の年度更新	206
個-89	労働保険適用事業所廃止	207
個-90	雇用保険適用事業所廃止	208
個-91	労働保険事務等の委託	209
個-92	労働保険事務処理の委託解除届出	210
個-93	特別加入に関する変更届の提出（中小事業主等及び 一人親方等）	211

② 社会保険（健康保険・厚生年金保険）に関する手続き

個-94	健康保険・厚生年金保険新規適用届の提出	212
個-95	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の提出	213
個-96	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出	214
個-97	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎 届の提出	215
個-98	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の 提出	216
個-99	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出	217
個-100	70歳到達届の提出	218
個-101	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正） 届の提出	219
個-102	健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届の提出	220
個-103	健康保険被扶養者（異動）届の提出	221
個-104	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届 の提出	223
個-105	健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届の提出	224
個-106	被保険者適用除外承認申請	225
◎ 実務のツボ！	医師国保の適用除外申請	226

③ 産休・育休・介護休業に関する手続き

個-107	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書 ／変更（終了）届の提出	227
個-108	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書／ 終了届の提出	228
個-109	健康保険出産育児一時金支給申請	229
個-110	健康保険出産手当金支給申請	230
個-111	出生時育児休業給付金支給申請	231
個-112	育児休業給付金支給申請	233
個-113	介護休業給付金支給申請	235

④ 外国人雇用に関する手続き

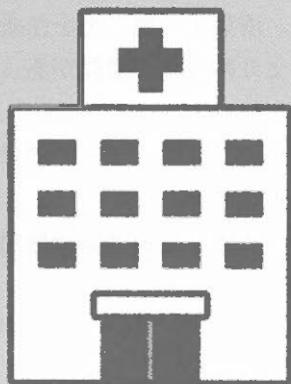
個-114	外国人雇用状況届出	237
個-115	健康保険・厚生年金保険資格取得届、資格喪失届等 の提出（外国人雇用）	238
個-116	在留資格認定証明書交付申請	239
個-117	在留資格変更許可申請	240
個-118	在留期間更新許可申請、就労資格証明書交付申請	241

⑤ 就業規則・36協定・変形労働時間制等に関する手続き

個-119	就業規則（変更）届の提出	242
④ 実務のツボ！	就業規則は「診療所のルール」である	243
個-120	時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）の提出	244
個-121	変形労働時間制に関する協定届の提出	245
個-122	解雇予告除外認定申請	247
個-123	寄宿舎規則（変更）届の提出	249

第1編

一連の手続き



① 個人開設の診療所に関する一連の手続き

◆ 連-1 開設者の個人住所変更

届出先＆手続名	届出順	個別手続番号
保健所 ・診療所開設許可（届出）事項一部変更届の提出	事後	個-14
都道府県労働局（労災保険を扱う場合のみ） ・労災保険指定医療機関変更届の提出		個-42
都道府県精神保健衛生課等 (自立支援医療を扱う場合のみ) ・指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更申請書兼変更届の提出		個-46

△ ポイント解説

個人開設の診療所の開設者の住所（開設者の自宅のことであり診療所の所在地は変わっていない）を変更した場合、管轄の保健所に診療所開設許可（届出）事項一部変更届を提出します。住居表示等の変更により開設者の住所に変更が生じた場合も同様です。

所得税の納税地を住所地としている場合で、開設者の住所変更により納税地の異動があった場合（開設者の自宅のことでの診療所の所在地は変わっていない）は、その年の確定申告書に、異動後の納税地を記載することで届け出たことになるので、異動届出書の提出は不要です。

また、都道府県労働局と都道府県精神保健衛生課等にも変更の届出が必要です。



◆連-2 開設者の変更

届出先＆手続名	届出順	個別手続番号
保健所		
・診療所廃止届の提出		個-12
・診療所開設届の提出		個-11
地方厚生局	事後	
・保健医療機関の廃止届の提出		個-33
・オンライン資格確認の導入のための受付番号の情報提供依頼（保険医療機関指定申請と同時にオンライン資格確認を始める場合）		個-34
・医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録		個-35
・保険医療機関指定申請	算定前	個-27
・施設基準の届出		個-28
・保険外併用療養費の実施（変更）の報告		個-30
税務署	事後	
・個人事業の廃業届出		個-75
・個人事業の開業届出		個-72
都道府県労働局（労災保険を扱う場合のみ）		
・労災保険指定医療機関辞退届	算定前	個-44
・労災保険指定医療機関指定申請		個-41
都道府県精神保健衛生課等 (自立支援医療を扱う場合のみ)		
・指定自立支援医療機関（精神通院医療）辞退申出書の提出	事前	個-48
・指定自立支援医療機関（精神通院医療）廃止届	事後	個-48
・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請	算定前	個-45
都道府県福祉事務所（生活保護を扱う場合のみ）		
・生活保護法指定医療機関廃止届	事後	個-40
・生活保護法指定医療機関指定申請	算定前	個-37

届出先＆手続名	届出順	個別手続番号
年金事務所または健康保険組合 (社会保険に加入している場合のみ)	事後	個-105
・健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届の提出		個-89
・保険関係成立届の提出		個-82
公共職業安定所		個-83
・雇用保険適用事業所設置届の提出		個-90
・雇用保険適用事業所廃止		
消防署 （建物の面積や収容人数によって異なる）		個-57
・防火対象物使用開始届出書の提出		個-58
・防火防災管理者選任（解任）届出書の提出		個-59
・消防計画作成（変更）届出書の提出		

△ ポイント解説

個人開設の診療所では、同じ場所で診療所を開設する場合であっても、開設者の変更という手続きはありません。

まず、旧診療所において自立支援医療を扱っている場合、廃止する1か月前までに都道府県精神保健衛生課等に対して指定自立支援医療機関辞退申出書を提出する必要があります。その後、旧診療所のすべての廃止の手続きと、新たな診療所のすべての開設の手続きが必要です。

新しい診療所において期日を遡及して指定を受ける場合は、**個-34**と**個-35**の手続きは必要なく、**個-36**のオンライン資格確認を実施していた場合のコード変更の承認申請だけで済みます。

税務署には、個人事業の廃業届出書と開業届出書のほか、旧診療所において青色申告の承認を受けていた場合は青色申告の取りやめ

届出書の提出が必要ですし、新たな診療所において青色申告の承認を受けたい場合は青色申告承認申請書の提出が必要です。

また、必要に応じて減価償却資産の償却方法の届出書や、青色事業専従者給与に関する届出等も必要になりますが、細かいことは顧問の税理士にご確認ください。

新たに開設する診療所の構造や広さによっては、防火対象物使用開始届出書を提出とともに、防火防災管理責任者を選任して消防計画を消防署に提出する必要があります。診療所で使う建物はほぼすべて防火対象物となるので、消火器は150m²、自動火災報知設備は延面積が300m²以上、消防機関へ通報する火災報知装置は500m²以上で設置が義務となります。さらに収容人数が30人以上の診療所は防火防災管理者の選任が必要となります。

●他に必要がある可能性がある手続き

手続名	個別手続番号
・身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師(15条指定医)の変更届出	個-64
・診療用エックス線装置設置届、変更届、廃止届の提出(診療用エックス線装置等を設置、廃止した場合)	個-19
・機械等移転(設置)届、(変更)届の提出(診療用エックス線装置を設置、廃止した場合)	個-55
・高周波利用設備許可申請、変更許可申請、廃止届の提出(電気メスやMRIを設置、廃止した場合)	個-56
※麻酔科標榜・麻薬関係に関する手続きは個-49～個-54を、エックス線、電気メス、MRI以外の放射線治療装置等の医療機器を設置、廃止した場合の手続きは個-20～個-25を、1回の提供食数が20食程度以上の給食施設に関する手続きは個-26を参照してください。 また、看板等に関する手続きは個-69～個-71の手続きを参照してください。	

◆連-3 診療所の所在地変更

届出先&手続名	届出順	個別手続番号
保健所 ・診療所廃止届の提出 ・診療所開設届の提出	事後	個-12 個-11
地方厚生局 ・保健医療機関の廃止届の提出 ・オンライン資格確認の導入のための受付番号の情報提供依頼（保険医療機関指定申請と同時にオンライン資格確認を始める場合） ・医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録 ・保険医療機関指定申請 ・施設基準の届出 ・保険外併用療養費の実施（変更）の報告		個-33 個-34 個-35 個-27 個-28 個-30
税務署 ・個人事業の廃業届出	算定前	個-75
都道府県労働局 （労災保険を扱う場合のみ） ・労災保険指定医療機関辞退届の提出 ・労災保険指定医療機関指定申請		個-44 個-41
都道府県精神保健衛生課等 (自立支援医療を扱う場合のみ) ・指定自立支援医療機関（精神通院医療）廃止、辞退申出書の提出 ・指定自立支援医療機関（精神通院医療）廃止届の提出 ・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請	事前 事後 算定前	個-48 個-48 個-45
都道府県福祉事務所 （生活保護を扱う場合のみ） ・生活保護法指定医療機関廃止届の提出 ・生活保護法指定医療機関指定申請	事後 算定前	個-40 個-37

届出先＆手続名	届出順	個別手続番号
年金事務所または健康保険組合 (社会保険に加入している場合のみ) ・健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届の提出		個-104
労働基準監督署 ・労働保険名称、所在地等変更届の提出	事後	個-86
公共職業安定所 ・雇用保険事業主事業所各種変更届の提出		個-87
消防署 （建物の面積や収容人数によって異なる） ・防火対象物使用開始届出書の提出 ・防火防災管理者選任（解任）届出書の提出 ・消防計画作成（変更）届出書の提出		個-57 個-58 個-59

△ポイント解説

個人開設の診療所で、開設者は変えずに所在地を変更（診療所の移転）する場合であっても、税務署、年金事務所または健康保険組合、労働基準監督署、公共職業安定所の以外の手続きは、移転という手続きにはなりません。

まず、旧診療所において自立支援医療を扱っている場合、廃止する1か月前までに都道府県精神保健課等に対して指定自立支援医療機関辞退申出書を提出する必要があります。

その後、税務署、年金事務所または健康保険組合、労働基準監督署、公共職業安定所以外の手続きは、旧診療所のすべての廃止の手続きと、新たな診療所のすべての開設の手続きが必要です。

新しい診療所において期日を遡及して指定を受ける場合は、**個-34**と**個-35**の手続きは必要なく、**個-36**のオンライン資格確認を実施していた場合のコード変更の承認申請だけで済みます。

個人開設の診療所の所在地を移転した場合、移転前の管轄の税務署に個人事業の廃業等届出を提出します。書類名は廃業等届出となって

いますが、事業所の移転の届出も含まれています。この場合、給与支払事務所等の移転届出書の提出は不要です。ただし、個人開設で、納税地を診療所の所在地としている場合は納税地が異動するので、異動前の管轄の税務署に所得税・消費税の納税地の異動または変更に関する申出書を提出します。この場合は、給与支払事務所の所在地も変わるはずなので、給与支払事務所等の移転届出書も管轄の税務署に提出します。

また、新たに開設する診療所の構造や広さによっては、防火対象物使用開始届出書を提出するとともに、防火防災管理責任者を選任して消防計画を消防署に提出する必要があります。

診療所で使う建物はほぼすべて防火対象物となるので、消火器は150m²、自動火災報知設備は延面積が300m²以上、消防機関へ通報する火災報知装置は500m²以上で設置が義務となります。さらに収容人数が30人以上の診療所は、防火防災管理者の選任が必要となります。

●他に必要がある可能性がある手続き

手続名	個別手続番号
・身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師(15条指定医)の変更届出	個-64
・診療用エックス線装置設置届、変更届、廃止届の提出(診療用エックス線装置等を設置、廃止した場合)	個-19
・機械等移転(設置)届、(変更)届の提出(診療用エックス線装置を設置、廃止した場合)	個-55
・高周波利用設備許可申請、変更許可申請、廃止届の提出(電気メスやMRIを設置、廃止した場合)	個-56

※麻酔科標榜・麻薬関係に関する手続きは**個-49**～**個-54**を、エックス線、電気メス、MRI以外の放射線治療装置等の医療機器を設置、廃止した場合の手続きは**個-20**～**個-25**を、1回の提供食数が20食程度以上の給食施設に関する手続きは**個-26**を参照してください。また、看板等に関する手続きは**個-69**～**個-71**の手続きを参照してください。

② 医療法人に関する一連の手続き

◆連-4 理事長の変更（重任を除く）

届出先＆手続名	届出順	個別手続番号
法務局 ・医療法人変更登記申請		個-1
都道府県 ・医療法人の登記事項の届出 ・医療法人役員変更届の提出		個-2 個-3
税務署、都道府県税事務所、市区町村 ・異動届出	事後	個-73 個-78 個-79
地方厚生局 ・保険医療機関（生活保護法指定医療機関） 届出事項変更（異動）届の提出		個-29
年金事務所または健康保険組合 ・健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届の提出		個-104

△ポイント解説

理事長の変更は、まず法務局に登記を申請する必要があります。この登記は、変更があった日から2週間以内に行うこととされています。

登記が終わったら次に、都道府県への役員変更届の提出のほか、税務署や地方厚生局等への届出が必要となります。

なお、理事長の変更のみの場合は保健所、労働基準監督署、公共職業安定所には届け出る必要はありません。

◆連-5 理事長を含む役員全員の重任

届出先＆手続名	届出順	個別手続番号
法務局 ・医療法人変更登記申請	事後	個-1
都道府県 ・医療法人の登記事項の届出 ・医療法人役員変更届の提出		個-2 個-3

△ポイント解説

医療法人において、理事長や監事を含む役員全員の任期は最長で2年と定められているので、すべての医療法人は2年に一度は役員全員の改選が必要になります。医療法人は株式会社と違い、役員は代表権を有する理事長のみを登記します。

まず法務局において理事長変更登記をします。そして登記が終わったら、都道府県に医療法人の登記事項の届出と役員変更届の提出をします。

■西岡 秀樹（にしおか ひでき）

税理士・行政書士

西岡秀樹税理士・行政書士事務所所長・一般社団法人医業経営研鑽会会長

昭和45年東京都生まれ。大原簿記学校に在籍中に簿財2科目に合格、同校卒業後一度に税法3科目に合格して税理士となり、医業経営コンサルタント会社勤務を経て平成12年に独立。

平成22年に医業経営研鑽会を設立し、現在まで会長を務めている。主な著書に『病医院のための税理士の選び方がわかる本』や『非営利型一般社団法人による診療所開設ハンドブック』(以上、日本法令、共著)等がある。

事務所 URL <https://nishioka-office.jp/>

研鑽会 URL <https://www.kensankai.org/>

■佐藤 千咲（さとう ちさ）

行政書士・入国管理局申請取次行政書士

シンシアリー行政書士法人 代表社員

昭和43年名古屋生まれ、千葉県育ち。平成3年3月立教大学文学部英米文学科卒業後、住友商事株式会社入社、機械プラント部にて貿易営業業務従事。

平成14年6月行政書士個人事務所開業。令和6年4月シンシアリー行政書士法人設立、代表社員就任。

幅広い分野の許認可専門事務所として、行政庁との複雑・困難な交渉を得意とし、クライアントとの長きにわたる信頼関係を築くことを目標にスタッフ一同、日々精進している。

主な執筆として、月刊「近代中小企業」－許認可取得のススメ シリーズ(連載)、『シニア企業を思い立ったら いちばん最初に読む本』(アニモ出版)、『医療法人の設立認可申請ハンドブック』(日本法令、共著)などがある。

事務所 URL <https://www.sato-gyousei.jp/>

■秋元 譲（あきもと ゆづる）

特定社会保険労務士・認定登録医業経営コンサルタント

KDS労務管理事務所代表、茨城県医療勤務環境改善支援センター医業経営・医療労務管理アドバイザー、日本医師会医療機関勤務環境評価センター 労務管理サーベイサー

昭和 54 年茨城県生まれ。

主に医療機関の人事労務管理を得意とし、特にアドバイザーとしての長年の経験を活かし、クリニックから総合病院まで数多くの医療機関の支援を手掛ける。通常の社労士が得意とする社会保険手続、就業規則作成、給与計算代行だけでなく、医師の働き方改革対応コンサルや人員配置基準を踏まえた人事管理のアドバイスを主に行っている。また、宿日直許可申請支援を得意とし、一院でも多くの宿日直許可の取得を目指している。

事務所 URL <https://www.iryousharoushi.com/>

■中川 祥瑛（なかがわ しょうえい）

CFP・税理士

税理士法人総合経営サービス 代表税理士

一般社団法人ライフデザイン協会 代表理事

一般社団法人中小企業成長支援センター 代表理事

昭和 60 年石川県加賀市生まれ。早稲田大学商学部卒。

所内では法人顧客・個人顧客問わず決算・申告最終チェック者として、総合経営サービスグループの税務部門長職に就いている。各種セミナー講師も務め累計 1500 回の登壇実績を持つ。診療科目や病医院の規模に関わらず、医療税務、医療行政手続き、さらには介護事業に至るまでを網羅的に対応しており、医師・歯科医師の評価を得ている。

主な著書に『病医院のための税理士の選び方がわかる本』(日本法令、共著)、『小さな会社の給与計算と社会保険』(ナツメ社、共著) 等がある。

事務所 URL <https://www.mountain.co.jp/>

■望月 亜弓（もちづき あゆみ）

行政書士

昭和 63 年神奈川県生まれ、東京都育ち。

高校在学中に調剤報酬請求事務専門士 2 級を取得。人工透析専門クリニックで医療事務、調剤薬局で調剤事務に従事。医療従事者が医療に専念できる環境を守ることに使命を感じ、法律事務所に勤務しながら行政書士資格を取得。令和 2 年に行政書士事務所を開業。医療事務経験者の行政書士として医療法人、一般社団法人、診療所の許認可手続きを中心に行っている。

著書に『非営利型一般社団法人による診療所開設ハンドブック』（日本法令、共著）がある。

事務所 URL <https://www.gyoseioffice-mochizuki.com/>

■市川 秀（いちかわ しゅう）

税理士・認定登録医業経営コンサルタント

アシタエ税理士法人 所属

昭和61年東京都生まれ。私大薬学部を卒業し、薬剤師の免許を取得。調剤薬局にて勤務する中、医療を経営の視点でサポートしたいという思いにかられ、税理士を志し合格を果たす。その後、経営コンサルタント会社・税理士法人を経て、アシタエ税理士法人に至る。令和4年税理士登録。

事務所 URL <https://ashitae-tax.jp/>

■原崎 真実（はらさき まみ）

行政書士

ヴェリタ行政書士事務所代表

昭和55年千葉県生まれ。早稲田大学第一文学部卒業。医療に命を救っていただき現在も医療的ケアを必要とする息子を持つことから、自身も医療に携わりたいと内科・小児科の医療クラークに転身し現場経験を積む。医療機関の後方支援に生きがいを得て、埼玉県三郷市にて行政書士事務所を開業。医療と障害福祉を専門とし、誠実と共創を理念に掲げ、医療法人・診療所・薬局の許認可業務、受付・クラーク研修サポート、放課後等デイサービス支援に携わっている。

事務所 URL <http://verita-well.jp>